

「第三次甲府市環境基本計画」策定業務仕様書

1 業務目的

甲府市環境基本計画は、「甲府市環境基本条例」第3条の基本理念に則り、市民の健康で安全かつ快適な生活確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、その目的や期間を定めたものである。

本市においては平成15年に「甲府市環境基本計画」を策定し、計画策定から10年経過した平成25年には「第二次甲府市環境基本計画」（以下「現計画」という。）として改定、以後この計画を推進してきた。

「第三次甲府市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）は、現計画の計画期間が令和5年3月に満了となるため見直しを行うものであり、時代とともに大きく変化している本市を取り巻く環境を考慮し策定する。

基本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりにおける課題解決に向けて環境基本計画が果たすべく役割と方向性を示していくため、社会経済情勢、国等の政策の動向や本市の環境関連施策に係る進捗状況や課題、ニーズ等を把握し、必要なデータ収集と整理等の基礎調査を行うものとする。

なお、基本計画の策定及び実行計画の改定にあたっては、地域気候変動適応計画を包含するとともに、本市の自然的、社会的条件を十分踏まえた上で行うものである。

2 業務名

「第三次甲府市環境基本計画」策定業務

3 委託期間

契約締結日 ～ 令和5年3月31日（金）

4 業務内容

基本計画の策定に必要な次の業務を行うものとする。なお、業務にあたっては、国の第五次環境基本計画、環境白書、山梨県の地球温暖化対策実行計画、本市の現計画、及びその他環境関連計画との整合を図り、平成27年9月に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を計画に取り入れること。

(1) 素案作成に向けた基礎調査

本市における環境全般調査、国・県の環境施策及び関連法令等の調査を実施すること。

(2) 市民及び事業者の環境に係る意識調査

市民及び事業者の環境保全及び温暖化に対する考え方や意見、要望などを把握するため、アンケート調査を実施し、調査結果の集計及び分析、報告書の作成を行うこと。

① 調査対象

アンケート調査 市民 2,000人 ・事業者 200事業所
聞き取り調査 関係団体 10団体（実行計画のみ）

② 調査票の作成・発送・回収

調査内容の検討、調査票の印刷、発送及び回収、調査結果の集計、分析、報告書の作成を行うこと。なお、調査対象者の抽出及び宛名印刷は本市が行うこととする。

(3) 現計画の推進状況確認

① 現計画で掲示された基本目標の達成状況及び進捗状況の確認・評価。

② 確認・評価の結果から発生した課題の抽出。

※現計画の年次報告等のデータは市から提供する。

(4) 基本計画案・概要版の作成

計画の素案及び概要版の作成を行うこと。なお、素案及び概要版の作成にあたっては、SDGsや環境に係る最新の情勢や対応等を図るとともに、本市が提供する資料や環境審議会の審議状況、市民・事業者の意識調査の結果等を踏まえ、イラストやグラフ等を活用し、市民が理解しやすい内容、表現とすること。また、年次報告として進行管理できる標記とし、評価方法について検討すること。

① 基本目標・重点施策の見直し

環境全般の現況調査、各部局の現行施策、市民・事業者の意識調査、現行計画での達成状況・進捗状況等の結果を踏まえ、本市の目指す基本目標と目標達成のための重点施策の全面的見直しを行うこと。

② 具体的環境施策の立案・見直し

具体的環境施策の立案、見直しにおいては地球温暖化対策へ向けた取組を重視すること。

(5) 補助業務

① 会議開催に伴う支援

本市で設置する「甲府市環境審議会」、庁内で組織する「地球環境問題庁内連絡会議(庁内検討会議)」などで使用する資料の作成、会議への出席、資料の説明及び助言、会議録の作成、会議の意見を踏まえた資料への反映等を行う。

② 打合せ協議

打合せ協議は、4回程度(業務計画作成時、意見調査終了時、素案作成時、納品時)とするが、必要に応じて随時実施するものとする。

(6) パブリックコメントへの対応

パブリックコメントに必要な資料として、広報掲載用原稿の作成を行うこと。また、提出された意見等の整理を行い、計画への反映を検討すること。

5 成果品及び支払について

本業務の成果品として、以下のものを作成し、納品すること。

- (1) 基礎調査等報告書 5部
- (2) 基本計画概要版 50部
- (3) 基本計画製本版 200部(A4版 120頁程度)
- (4) 上記(1)～(3)の電子データを記録したDVD-RまたはCD-R
(ワード又はエクセル型式及びPDF型式での電子データ)

6 注意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務で知り得た個人情報については、本業務でのみ活用するものとし、他の業務に利用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を図るとともに、外部に流出しないよう適切な措置を講じなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等において第三者に再委託しなければならない場合は書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(3) 調査内容等の第三者への提供の禁止

- ① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- ② 受託者は甲府市長が認めた場合を除き、受託内容を他の用途に利用してはならない。

(4) 調査データの保護

- ① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはいけない。
- ② 再委託する場合は、個人情報や調査内容の保護については、受託者が責任をもって管理すること。
- ③ 受託者は、業務委託契約終了後もデータの保護を行うこと。

(5) 法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、各種法令の遵守に努めること。

7 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項等について、本市の指示のもと変更を加える場合については、受託者と甲府市が協議の上で決定するものとする。